

独立行政法人港湾空港技術研究所 第二回契約監視委員会審議概要

日 時：平成22年3月30日(火)13：45～14：45

場 所：港湾空港技術研究所1階大会議室

出席者：黒田委員長、北村委員、來生委員、小宮山委員、松本委員

理事長、理事、統括研究官、企画管理部長、地盤・構造部長、施工・制御技術部長

概 要

独立行政法人港湾空港技術研究所における平成21年度の契約状況について審議を行い、結果は以下のとおりであった。

1. 競争性のない随意契約の点検・見直しについて(11件)

随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているかなどの観点から審議され、委員会として以下の評価・指摘がなされた。

なお、契約監視委員会設置後の競争性のない随意契約については、該当がないことが確認された。

技術的な問題があり競争入札が行われていないものについて、競争性を確保する観点から、今後、その問題点を再調査するべきである。

必要とするサービスが提供できる者が唯一だと考えられるものについても公募を行い、他に契約を希望する者の有無を確認するべきである。

電気料については供給可能な者が唯一ではないが、東京電力より契約当初から適用されている割引料金のメリットが大きいため、引き続き競争性のない随意契約を行うことは適当と判断された。

防災システムの電話料については、次期更新時に一般競争入札へ移行することに自ら改善したことは妥当であるとされた。

ガス・水道料、後納郵便料、官報掲載料、監査法人との契約等について、引き続き競争性のない随意契約を行うことは適当と判断された。

2. 一般競争契約等(一者応札・応募)の点検・見直しについて(104件)

一者応札・応募の改善方策は適当か、仕様書等の内容など具体的な条件設定が適切かなど、真に競争性を確保する観点から審議され、委員会として以下の評価・指摘がなされた。

なお、契約監視委員会設置後の契約については、条件を付さない一般競争入札で全て行われていることが確認された。

条件付き一般競争契約26件のうち22件を、条件を付さない一般競争入札へ移行し、また、企画競争全件を一般競争入札へ移行することに自ら改善したことは妥当であるとされた。

参加要件に係る過去の業務実績の対象期間を「5年間」から「15年間」へ緩和する措置は妥当であるとされた。

全ての一般競争入札等について、公告日翌日から競争参加資格を証明する書面の提出までの公告期間を、土、日、祝日を除いて実質的に10日以上確保したことは妥当であるとされた。

一般競争入札においては、極力、参加要件を付さないことが望ましいが、一方で、研究所の研究成果について品質の確保ということも重要なことなので、特殊な実験や数値シミュレーションの補助業務など、専門的な技術・知識を求める4件の案件については、入札に参加することができる業者が複数あることを確認しつつ、引き続き条件付き一般競争入札を行うことは適当と判断された。

3. その他

既に、国において導入されている電子入札については、コストの面から研究所への導入は困難であると思われる。しかしながら、事業者の負担軽減を図るため、電子入札に替わるものとして、郵便による入札を試行的に導入することについて検討を行うべきであるとの指摘がなされた。

入札手続きのより一層の適正化、透明化を推進するため、国において平成17年度から導入されている入札執行回数の制限（原則として2回以内）について、再度入札を行っても落札者がいない場合の取扱いについても検討を行い、導入するべきであるとの指摘がなされた。